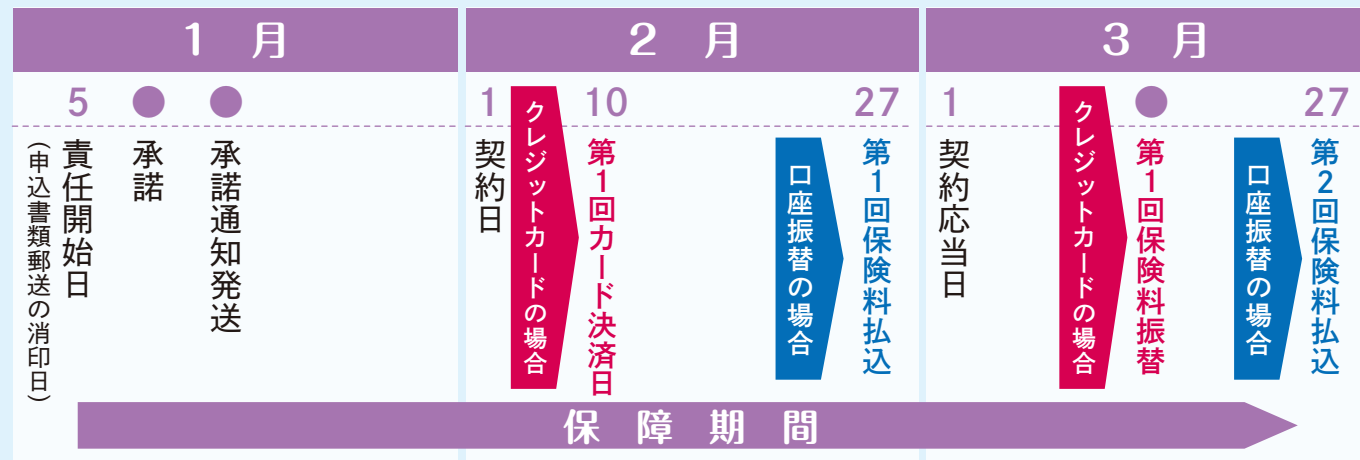


お手続きの流れ(例)

クレジットカードでのお申し込みがお勧めです。

◎お支払いをまとめることができます。口座残高不足を防げます。
カード会社によってはポイント付与がされます。



1.お申込み

随時受け付けます。社内での査定でお引受けに関する決定事項は、別途書簡にてお知らせします。

2.責任開始(保障開始)

申込書を送付いただきました封筒の消印日から開始となります。

3.初回保険料

口座振替(月払・年払)の場合は、決定事項の書簡内に記載の日付にて振替させていただきます。
クレジットカードの場合は、カードの有効性を確認し、契約月の10日に初回の決済をいたします。
カード会社が定める日に保険料振替が実行されます。

4.保険証券の送付

第1回保険料の着金を確認してから翌月の中旬に、「普通保険約款」と併せてお送りいたします。

よくあるご質問

Q1 何歳まで加入出来ますか？

A. ご契約日(申込日の翌月1日)時点で満40歳以上満89歳までの方にご加入いただけます。

Q2 誰でも加入できるのですか？

A. プランによっては健康状態によって、ご加入をお断りすることもございます。
ただし、健康状態に応じてご用意させていただいたプランの中で、どのプランが手続き可能かを担当者をご確認いただきながらご判断ください。

Q3 保険期間は1年ですか？

A. 1年です。その後は更新日の2か月前に、契約更新の意思を確認させていただくための更新案内を会社から発送します。保険契約者より契約応答日の1か月前までに更新の拒否の連絡を受けなければ、契約は更新となります。

Q4 加入の際、医師の診査は必要ですか？

A. 医師の診査は不要です。健康状態に関する告知書の内容で判断いたします。

Q5 最近流行している感染症、新型コロナウイルスなども保障の対象になりますか？

A. 対象となります。

●取引代理店・募集代理店

●引受少額短期保険会社

トライアングル少額短期保険株式会社
Triangle

〒112-0002 東京都文京区小石川2-1-2 ユニオン小石川第1ビル902
URL: <https://www.triangle-life.co.jp/>

お問合せ先 ☎ 0120-975-062 9:00~18:00
土日・祝日・年末年始を除く

7136-01(202205改)

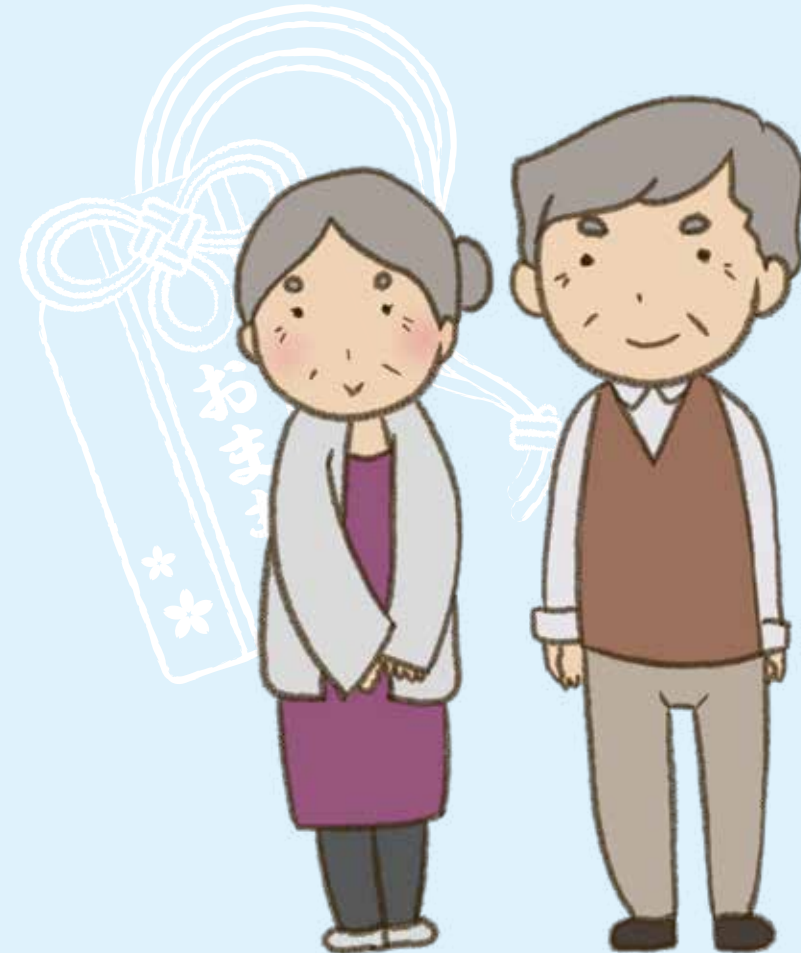
新型コロナウイルス
での入院も保障します

89歳まで お申込可能な入院保険

手ごろな保険料で入院に備えられます

おまもりがわり

入院保険



ご契約の際にはP.7~10に記載の「重要事項説明書」を必ずご覧ください。

「重要事項説明書」はご契約の内容などに関する重要な事項のうち、ご契約の概要や特にご注意ください事項を記載しています。お申込みの前に必ずお読みいただき、内容をご確認、ご理解のうえ大切に保管してください。

トライアングル少額短期保険株式会社
Triangle

安心して治療に専念する為に…

おまもりがわり

入院保険

おまもりがわり入院保険は、多くの方の
お声から生まれました。

手ごろな保険料で病気・ケガに備えたい。

高齢で保障が切れてしまって病気・ケガの
際の治療費が不安。超高齢化社会における
自己負担増に備えたい。

年金生活でも加入できる入院保険が欲しい
という方の為の保険です。

こんな方に おすすめ

- ✓ もう少し入院保障を厚くしたい方
- ✓ 保険料を節約したい方
- ✓ 保障がなくなってしまった方
- ✓ 年金生活でも支払える保険料をお考えの方

シンプルな4つの特長

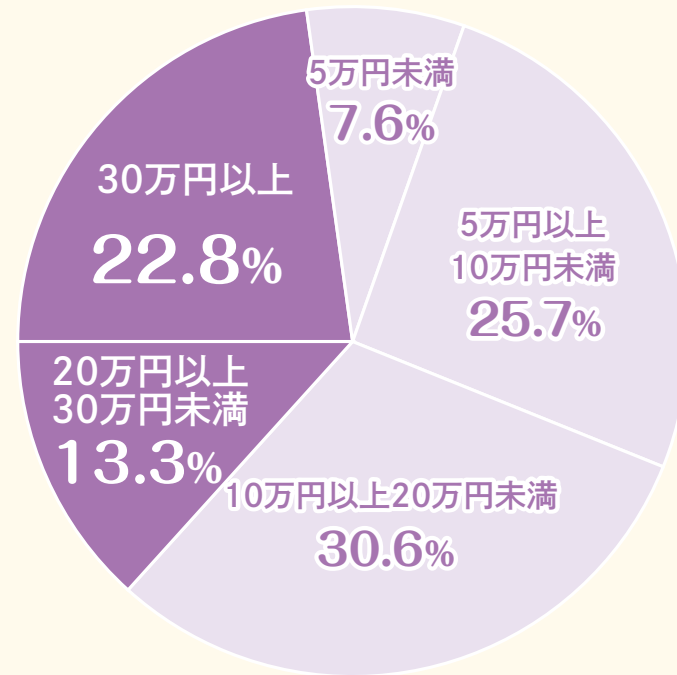
- 1 89歳までご加入いただけ、
99歳まで保障の継続が可能です。
- 2 保険料は月々2,000円から
ご検討いただけます。
- 3 病気でも、ケガでも保障します。
- 4 保険料は更新後も変わりません。

◎85歳以上は給付金プランへ自動で更新となります。
保険料は変動し、上がる場合も下がる場合もあります。
性別、プランによります。



ご存知ですか？ 近年の入院事情について

入院時の自己負担費用^{※1}



※1 治療費・食事代・差額ベッド代に加え、交通費(見舞いに来る家族の交通費も含む)や衣類、日用品などを含む。
高額療養費制度を利用した場合は利用後の金額。
(出典)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

入院すると入院・手術費用以外にも こんな費用がかかります！

差額ベッド代

差額ベッド代は
公的医療保険の適用外で

全額自己負担

差額ベッド代の平均費用は

6,188円^{※2}

通院・リハビリ代

通院・リハビリに
かかる費用等

入院前後の費用

もかかります



食事代

入院中の食事代は
全国一律で

1食 **460円**^{※3}



諸費

- 交通費
- 病院でのテレビ代
- お見舞い返し
- パジャマ
- 日用品 など…



※2 (出典)厚生労働省HP:中央社会保険医療協議会総会(第401回)(平成30年11月14日)「主な選定療養に係る報告状況」
※3 (出典)全国健康保険協会HP:「入院時食事療養費」より引用(2019年7月現在)

先進医療とはなんですか？

将来的に保険導入が期待されている厚生労働大臣が承認した医療技術です。
先進医療の技術料は公的医療保険の対象外のため、全額自己負担となります。

先進医療の技術料は全額自己負担

一般診療
(手術料)

公的医療保険から支払い

一部自己負担
(最高3割)

先進医療
(技術料)

全額自己負担

一般診療は最高3割の自己負担ですが、高額療養費制度により所得に応じて自己負担の制限が設けられています。
一方で、先進医療に係る技術料は公的医療保険の対象とならないため、全額自己負担となります。



先進医療の技術について

先進医療とは、厚生労働大臣が定める先進医療をいい、療養を受けた日現在に規定されているものに限り、対象となる先進医療は変動します。

先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院、または診療所において行われるものに限り、対象となります。

先進医療技術は
81種類^{※4}

令和3年1月1日現在

手ごろな保険料で、高額になる可能性のある
入院時の自己負担分の準備ができます！

※4 (出展)厚生労働省HP:先進医療の各技術の概要

保険料建てプラン 入院保険金額表



(単位：円)

男性

	保険料2,000円/月			保険料3,000円/月		
	入院日額	先進医療	入院一時金	入院日額	先進医療	入院一時金
40-44歳	1,000	200,000	117,078	2,000	200,000	171,169
45-49歳	1,000	200,000	99,050	2,000	200,000	143,911
50-54歳	1,000	200,000	78,630	2,000	200,000	112,968
55-59歳	1,000	200,000	58,817	2,000	200,000	82,867
60-64歳	1,000	200,000	42,521	2,000	200,000	58,172
65-69歳	1,000	200,000	31,079	2,000	200,000	40,792
70-74歳	1,000	200,000	21,065	2,000	200,000	25,464
75-79歳	1,000	200,000	13,545	2,000	200,000	13,656
80-84歳	1,000	200,000	8,363	2,000	200,000	5,137

	保険料5,000円/月			保険料7,000円/月		
	入院日額	先進医療	入院一時金	入院日額	先進医療	入院一時金
40-44歳	—	—	—	—	—	—
45-49歳	—	—	—	—	—	—
50-54歳	3,000	200,000	192,968	—	—	—
55-59歳	3,000	200,000	142,759	5,000	200,000	190,859
60-64歳	3,000	200,000	101,524	5,000	200,000	132,826
65-69歳	3,000	200,000	72,532	5,000	200,000	91,959
70-74歳	3,000	200,000	47,044	5,000	200,000	55,842
75-79歳	3,000	200,000	27,617	5,000	200,000	27,839
80-84歳	3,000	200,000	13,859	5,000	200,000	7,407

※上記の表のように年齢によってご加入時の入院一時金額が逓減しますのでご注意ください。

※85～89歳の方の申込プランは担当の代理店または引受会社にお問い合わせください。

※保険金額欄が「—」の場合でも、入院給付金建てプランをご用意しております。

別添の【入院給付金建てプラン保険料表】をご参照ください。

女性



(単位：円)

	保険料2,000円/月			保険料3,000円/月		
	入院日額	先進医療	入院一時金	入院日額	先進医療	入院一時金
40-44歳	1,000	200,000	115,834	2,000	200,000	169,488
45-49歳	1,000	200,000	106,488	2,000	200,000	155,239
50-54歳	1,000	200,000	94,225	2,000	200,000	136,578
55-59歳	1,000	200,000	81,848	2,000	200,000	117,724
60-64歳	1,000	200,000	66,495	2,000	200,000	94,343
65-69歳	1,000	200,000	52,197	2,000	200,000	72,590
70-74歳	1,000	200,000	36,404	2,000	200,000	48,252
75-79歳	1,000	200,000	23,922	2,000	200,000	28,824
80-84歳	1,000	200,000	14,694	2,000	200,000	14,160

	保険料5,000円/月			保険料7,000円/月		
	入院日額	先進医療	入院一時金	入院日額	先進医療	入院一時金
40-44歳	—	—	—	—	—	—
45-49歳	—	—	—	—	—	—
50-54歳	—	—	—	—	—	—
55-59歳	—	—	—	—	—	—
60-64歳	3,000	200,000	162,033	—	—	—
65-69歳	3,000	200,000	125,771	5,000	200,000	166,558
70-74歳	3,000	200,000	85,416	5,000	200,000	109,112
75-79歳	3,000	200,000	53,334	5,000	200,000	63,138
80-84歳	3,000	200,000	29,326	5,000	200,000	28,258

契約概要のご説明

契約概要は、ご契約の内容などに関する重要事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※契約概要に記載のお支払事由や保険金に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。詳細ならびに主な保険用語の説明等については「普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 保険商品の仕組み

「入院保険（おまもりがわり）」は、被保険者の方が入院された場合の「病気による入院保障」、「ケガによる入院保障」、に加え、「入院一時金保障」、「先進医療保障」、「死亡保障」などの特約を付加することで、お客さまのニーズにあった各種保障を組み合わせることができる保険です。

2 お申し込みいただける方（被保険者）の範囲

契約日において満 40 歳から満 89 歳までの方。

3 保険期間と更新について

保険期間は、契約日から 1 年間です。

保険期間満了日の 1 カ月前までに保険契約を更新しない旨のお申し出がない限り、更新日において満 99 歳まで更新されます。

4 保障内容

(1) 保障内容

保険金の種類	お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
疾病入院保険 【主契約】	疾病入院給付金	被保険者が責任開始日以後に生じた病気の治療のために、病院または診療所に2日以上継続入院されたとき	疾病入院給付金日額 × 疾病入院日数	1入院30日限度 1保険期間の通算支払限度はすべての給付金を合算して80万円まで
災害保険 【主契約】	災害入院給付金	被保険者が責任開始日以後に生じた不慮の事故を原因として、事故の日も含めて180日以内に治療のために、病院または診療所に2日以上継続入院されたとき	災害入院給付金日額 × 災害入院日数	
入院一時金特約 【任意付加】	入院一時金	被保険者が、責任開始日以後に生じた疾病または傷害で主契約の疾病入院給付金または災害入院給付金が支払われる入院されたとき	入院 1 回につき、保険証券記載の特約給付金額	1保険期間の通算支払限度はすべての給付金を合算して80万円まで
先進医療特約 【任意付加】	先進医療給付金	被保険者が、責任開始日以後に生じた疾病または傷害を直接の原因として保険医療機関にて先進医療を受けたとき	先進医療にかかる技術料のうち被保険者が負担した費用と同額。ただし、保険証券記載の特約給付金額を限度とします	
死亡特約 【任意付加】	死亡保険金	保険者が責任開始日以後に死亡されたとき	保険証券記載の保険金額	300万円まで

(2) 申込プラン

給付金建のプラン（※ 1）と保険料建のプラン（※ 2）をご用意しています。

※ 1：給付金建のプランの場合、給付金額はお申込みから更新後も変わりませんが保険料が増えます。

※ 2：保険料建のプランの場合、保険料はお申込みから更新後も変わりませんが給付金が減ります。

年齢群団別（5 歳刻み）の保険金額、保険料一覧は、本パンフレットの P5-P6 をご覧ください。

5 保険料に関する事項

(1) 保険料払込方法

保険料の払込方法（回数）は、月払か年払のいずれかお選びください。

保険料の払込方法（経路）は、口座振替かクレジットカード払のいずれかになります。

(2) 保険料の払込期間

保険料の払込期間は、保険期間と同じ 1 年間となります。

6 配当・満期保険金に関する事項

この保険契約には、契約者配当金、満期保険金はありません。

7 解約返戻金に関する事項

保険契約者は、いつでも将来に向かって、保険契約を解約することができます。解約返戻金は、消滅日を基準日として保険期間の未経過月数（1 カ月未満の端数は切捨て）に応じて計算される額とします。ただし、保険料の払込方法（回数）が月払の場合、解約返戻金はありません。

注意喚起情報のご説明

注意喚起情報は、ご契約の申込みに際して特にご注意ください事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

※この「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「普通保険約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 告知義務（契約締結時におけるご注意事項）

(1) 告知義務について

ご契約者や被保険者には健康状態について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等）、現在の健康状態、身体の障がい状態、ご職業等、当社がおたずねすることについてありのままを正しくお知らせ（告知）ください。

(2) 少額短期保険募集人への告知について

少額短期保険募集人（募集代理店を含む。以下同じ）は、告知を受領する権限がありません。したがって、少額短期保険募集人に口頭でお知らせいただいただけでは告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

(3) 告知義務違反について

故意または重大な過失によって、事実を告知されなかった場合や、事実と違うことを告知された場合には、ご契約を解除することがあります。ご契約を解除した場合には、たとえ給付金等をお支払いする理由が発生していても、これをお支払いできないことがあります。また、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による無効等を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。

2 責任開始日

(1) 当社がご契約の申込を承諾した場合には、申込日（申込書類郵送の際の消印日付とします。）から保険契約上の保障が開始（責任開始）されます。

(2) 当社の少額短期保険募集人は、お客さまと当社の保険契約の締結を媒介する者で、保険契約の締結に関する代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

3 給付金等をお支払いできないことがある主な場合

(1) 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除になった場合または詐欺により取消しとなった場合

(2) 給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときや、保険契約者、被保険者または給付金受取人（保険金受取人）が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合

(3) 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

(4) 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金等の不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

(5) 給付金等の免責事由に該当した場合

【例】 ・ 保険契約者の故意
・ 保険金受取人の故意 など

4 保険料の払込猶予期間等の取扱いについて

(1) 第1回保険料(年払の場合は年払保険料)については、その払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は無効となります。ご契約が無効となった場合は、ご契約の効力が当初からなくなり、責任開始日にさかのぼって保障がなくなるため、給付金等のお支払事由が発生していても給付金等はお支払いしません。

※第1回保険料(年払の場合は年払保険料)の払込期間は、責任開始日から責任開始日の属する月の翌月末日までとなります。第1回保険料(年払の場合は年払保険料)の払込猶予期間は、払込期間満了日の属する月の翌月初日から翌々月5日までとなります。

(2) 第2回以後の保険料については、その払込猶予期間内に保険料のお払込みがない場合、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力がなくなり(失効)、給付金等のお支払いができなくなります。

※第2回以後の保険料の払込猶予期間は、払込期月の翌月初日から末日までとなります。

5 生命保険契約者保護機構について

少額短期保険会社である当社は、生命保険契約者保護機構には加入しておりませんので、同機構の行う資金援助等の措置はありません。また、当社が締結した保険契約は、破綻した場合における保険契約移転の補償対象契約に該当しません。

6 保険料・保険金額の変更について

(1) 保険期間中

給付金等のお支払事由の発生が著しく増加し、この保険契約の計算の基礎に重大な影響を及ぼす状況の変化が生じたときは、当社の定めるところにより、保険期間中に保険料の増額または給付金等の減額を行うことがあります。

(2) 保険契約更新時

事後検証の結果、この保険契約の計算の基礎率と実際が乖離したときは、更新する保険契約の保険料等の見直しを行うことがあります。更新時に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていないとき、またはこの保険契約が不採算となり更新契約の引受けが困難になった場合、この保険契約は更新されません。

7 指定紛争解決機関

当社はお客様からお申し出いただいた苦情等につきましては、解決に向けて真摯な対応に努める所存でございます。なお、お客様の必要に応じ、一般社団法人日本少額短期保険協会が運営し、当社が契約する(指定紛争解決機関)「少額短期ほけん相談室」をご利用いただくことができます。「少額短期ほけん相談室」の連絡先は以下の通りです。

【一般社団法人 日本少額短期保険協会「少額短期ほけん相談室」(指定紛争解決機関)】
〒104-0032 東京都中央区八丁堀 3-12-8 八丁堀 S F ビル 2階
TEL. 0120-821-144 (フリーダイヤル)
FAX. 03-3297-0755
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
受付日：月曜日から金曜日(祝日および年末年始休業期間を除く)

8 特に法令等で注意喚起することとされている事項

少額短期保険会社が引き受ける保険契約の限度等は、以下のとおりです。

- ① 保険期間は、生命保険の場合、1年以内となります。この保険契約の場合、1年間となります。
- ② 本商品の1被保険者にかかわる給付金の引受限度額は80万円です。
- ③ 本商品(特約)の1被保険者にかかわる死亡保険金の引受限度額は300万円です。
- ④ 1被保険者について引受けるすべての保険契約の保険金額の合計額は、原則1,000万円が上限となります。

9 個人情報の取扱いに関する事項

当社は、本保険契約に関する個人情報(保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲の情報で、医療情報等のセンシティブ情報を含みます。また、過去に取得したものを含みます。)の取り扱いについて次のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、当社ホームページ(<http://triangle-life.co.jp>)をご覧ください。

(1) 主な利用目的

- ① 各種保険契約のお引受、ご継続、維持管理、保険金等の支払
- ② 業務に関する情報提供、運営管理、商品・サービス等の開発・充実
- ③ 関連・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供、ご契約の維持管理
- ④ その他上記業務に関連・付随する業務

(2) 個人情報の第三者への提供

- ① 法令に基づく場合
- ② あらかじめ、ご本人が同意されている場合
- ③ 利用目的の達成に必要な範囲内において、業務を外部(当社代理店含む)へ委託する場合
- ④ ご本人または公共の利益のため必要であると考えられる場合
- ⑤ 再保険の手続きをする場合
- ⑥ ご本人の保険契約内容を保険業界において設置運営する制度に登録するなど、保険制度の健全な運営に必要であると考えられる場合

10 支払時情報交換制度

当社は、(社)日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および、特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消し、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、(社)日本少額短期保険協会ホームページ(<http://www.shougakutanki.jp/>)をご参照ください。

11 その他ご注意いただきたい重要な事項

(1) 保険金(給付金)のご請求手続きについて

給付金(保険金)の支払事由が生じた場合には、すみやかに当社までご連絡ください。また、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても当社にご連絡ください。

(2) 保険契約に関するさまざまなご相談、照会、苦情について

当社の保険契約に関してご相談や苦情などがございましたら、以下のお客さま相談受付センターまでご連絡ください。

【トライアングル少額短期保険株式会社 お客さま相談受付センター】
TEL. 03-4530-4171
受付時間 9:00～18:00(土日・祝日・年末年始を除く)